

# 「合志庁舎」 窓口業務時間延長(試行)のお知らせ

市では、10月から住民サービス向上のため、市民課・税務課の右に掲げる業務について時間延長(試行)を行います。  
(時間延長は合志庁舎のみとなります。)

10月から12月までの第1・第3水曜日は午後7時30分まで延長して業務を行います。

どうぞご利用ください。

窓口業務延長実施日(試行期間)		
実施月	第1水曜日	第3水曜日
10月	4日(水)	18日(水)
11月	1日(水)	15日(水)
12月	6日(水)	20日(水)

取扱業務は次のとおりです。

## 市民課

住民票の写し交付  
住民票記載事項証明書交付  
印鑑登録業務  
印鑑登録証明書交付  
戸籍謄本・抄本交付  
戸籍の附票の写し交付  
身分証明書交付

## 税務課

証明書交付  
納税証明 課税証明 所得証明  
評価証明 公課証明 資産証明  
名寄帳証明  
市税の納税、収納

## 問い合わせ先

市民課・税務課(合志庁舎)  
(市民課) ☎248-1113  
(税務課) ☎248-1114

今回の市職員不祥事につきましては、公務員として、人間として許されないことで、市民の皆さまの行政に対する信頼を損なう行為であります。

一連の不祥事の経過を見ると、最高責任者としての私の責任をひしひしと感じており、市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

特に旧西合志町教育委員会での不祥事は、当時の町長としての対応のまずさを深く反省しています。今後は、全体的見地から市長部局と他の部局と十分連携を取りながら、対処するように致します。

なお、職員に対する指導も一層厳しく適切に行います。もちろん、不祥事の最大の責任は私にあり、自らを律すると同時に最高責任者としての自覚を強く持ち、組織運営にあたります。

今後は、このようなことが二度と起きないように、再発防止に最善の努力をいたします。なお、今回の不祥事に関する監督責任を明らかにするために、自らの給料を9月から6カ月間・10分の1減給。教育長は、9月から3カ月間・10分の1減給したところです。

合志市長 大住清昭

## 不祥事の概要と懲戒処分の内容

平成18年1月から7月にかけて

- ◎ 重量税等公金の不適正な処理(265,220円)
- ◎ 車検切れを起こした職務怠慢
- ◎ 重量税等の精算書の虚偽作成
- ◎ 消防団員出動手当ての一部を着服(319,000円)

免職(7月21日付)  
総務企画部 総務課 主事(29歳)

減給( )  
総務企画部長(10分の1、1カ月間)

戒告( )  
教育委員会事務局長  
総務企画部総務課長

※なお、当該職員は旧西合志町教育委員会に勤務していた平成16年12月に施設使用料635,000円を流用し、教育長から口頭による厳重注意を受けている。

## 議員の暴力事件の報告とお詫び

事件発生時の状況

「議員の不祥事事件」の発生を受けて7月31日第2回目の全員協議会を開催。市執行部から事件の経緯と要因や関係者の処分などについて、報告質疑がなされている中、会議室の後方で、五嶋議員と西川議員との間で意見のやりとりがあり口論となり、西川議員が五嶋議員を殴るといふ事件が起きました。

## 議会の対応

議会で組織する議会運営委員会、当事者2人から個別に事情聴取を行い、その内容を議員全員に報告。議会としては、「いかなる理由があっても暴力行為は許されない」として、「西川猛議員の辞職勧告決議(案)」を議員発議により、提出することを決定し、8月9日開催の第3回臨時会において、全会一致で議決しました。

## 〔決議文抜粋〕

西川議員がなした行為は、議会の市民に対する信用失墜

と今後の議会運営に重大な影響を及ぼすことが懸念される。議員としての政治的、道義的責任は免れず、社会的責任は重大である。

合志市議会は、議会の権威の保持と議員職責に鑑み、西川議員自らその責任を律していただき議員辞職されるべく、議員辞職を勧告する。

## お詫び

今回、議員の暴力事件が発生しましたことは、まことに遺憾であります。議会は、市民の代表として選ばれた方々が、議員として市政発展のため議論をするところであり、議員一人ひとりの発言は、尊重されなければなりません。今後は、議会の尊厳と市民に対する信頼回復に努めていくことを私たち議員一人ひとりが自覚しなければなりません。市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。ここに深くお詫び申し上げます。  
合志市議会

# !!注意!! 消防署をかたる悪質商法発生! 「火災警報器の訪問販売」

## ● 住宅用火災警報器の設置義務付け

住宅火災による被害をなくすため、消防法が改正され「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。新築・改築住宅は、2006年6月1日から、既存住宅は熊本県では、2011年6月1日までに義務化されます。

## ● もしも契約してしまったら?

～すぐに相談、クーリングオフ～  
警報器も特定商取引法の対象ですので契約して8日以内であれば「クーリングオフ(無条件解約)」ができます。通知方法については、市役所の窓口にご相談ください

## ● かたり商法に要注意

設置が義務化されても、消防署や市役所が訪問販売をすることはありません。署員を装った悪質商法が、市内ですでに発生していますので、注意が必要です。警報器は電気店やホームセンターなどで販売しています。

## 相談窓口

合志市役所 消費者相談窓口(合志庁舎総務課内)  
毎週月・水・金 午前10時～午後3時  
☎248-1112  
熊本県消費生活センター  
☎354-4835

